

国民健康保険税の納め方

平成20年度から国民健康保険税の納付方法が普通徴収と特別徴収の2つになりました。

①普通徴収…納付書で現金による納付、もしくは口座振替により納付していただくもの。

②特別徴収…特別徴収対象被保険者（注1）の年金の支払時に、国民健康保険税を差し引きさせていただくもの。

（注1）

1. 世帯主が国民健康保険に加入している。
2. 世帯内の国民健康保険加入者が65歳から74歳までである。
3. 年額18万円以上の年金を受給している。
4. 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の $\frac{1}{2}$ を超えない。

納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○	----- 仮徴収		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●			
特別徴収	◎		◎	----- 本徴収		

●保険税の納め方

保険税は、国保加入の資格を得た月から納めます。加入の届け出をした月からではありません。届け出が遅れると、資格を得た月の分までさかのぼって保険税を納めなければなりません。年度途中で加入したとき

したときは、国保加入期間の保険税を月額で計算します。納税するのは世帯主

保険税の納税義務は世帯主にあります。世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税通知書は世帯主に送られてきます。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84)1111 (内線253)

後期高齢者 医療制度保険料のおしらせ

7月中旬に送付予定の保険料額決定通知書（普通徴収等）につきましては、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を有しており、特別徴収対象外の方で、本年4月30日までに資格を取得した被保険者の方について送付の対象となります。

保険料の納め方は、受給している年金の額等によって、年金から引き落とされる特別徴収と納付書で納める普通徴収の2通りに分かります。

下記のいずれかに該当する方は、納入通知書が送付されます。

- ・受給している年金額が年額18万円未満の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金支給額の $\frac{2}{3}$ を超える方。
※複数の年金を受給している方は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。
例) 厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります。
- ※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている支給年金の支給額です。
例) 老齢基礎年金 792,100円
- ・年金給付の状態が差止、支払保留、担保設定等に該当する方
- ・年度途中で転居された方
- ・後期高齢者の資格をもつ住所地と介護保険の資格をもつ住所が異なる方。
(介護保険住所地特例に該当している方等)
 - ・65歳以上の一定の障害がある方
※平成20年10月より特別徴収になる場合もあります。
 - ・19年10月以降に75歳に到達された方
※平成20年10月より特別徴収になる場合もあります。

○お問い合わせ ・町民税務課 税務G ☎(84)1111 内線253
・茨城県後期高齢者医療広域連合事業課
〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオス1階 ☎029-309-1213